

一般財団法人 GovTech 東京
令和6年度第2回評議員会（定時）議事録

- 1 開催日時 令和6年6月25日（火）15時30分から16時00分まで
- 2 開催方法 一般財団法人 GovTech 東京会議室 及び オンライン
- 3 出席評議員名 石橋浩一評議員、川野正博評議員、栗原裕之評議員（※）、日置巴美評議員（※）、岩崎尚子評議員、山田忠輝評議員
- 4 出席役員名 宮坂学理事長、高野克己副理事長、井原正博業務執行理事、畑中洋亮業務執行理事、浅場理早子理事（※）、米田恵美理事、葉山良子監事

（※）は web 会議システム Microsoft Teams による出席

5 決議事項及び報告事項

- 議案第1号 2023年度（令和5年度）事業報告及び決算について
- 議案第2号 一般財団法人 GovTech 東京定款の一部変更
- 議案第3号 会計監査人の選任について
- 報告第1号 2024年度（令和6年度）監事監査の実施について

6 議事の経過及びその結果

(1) 通信状況、議長の選出、定足数の確認及び議事録署名人選出

開催に先立ち、Web 会議システムにより、出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態になっていることが確認した。続けて定款第19条に基づき、出席の評議員の中から議長を互選する旨宣言したところ、岩崎評議員より山田評議員を指名する発言があり、各評議員から異議なしの発言があったため、以降の議事進行を山田評議員に委ねた。

議長は、定款第20条に基づき、定足数を満たす出席があったので、開会を有効と認めた後、定款第24条に基づき、議事録署名人について議長のほか2名として石橋評議員と川野評議員に依頼する旨提案し、異議はなく、指名された2名が議事録署名人に選定された。

(2) 議案第1号 2023年度（令和5年度）事業報告及び決算について

ア 説明及び質疑

（議案第1号について、事務局が資料に基づいて説明、続けて監事が監査報告についての補足説明を行った）

（発言要旨）

事業報告について、今後のことになるが、どのように各自治体を取りまとめサービスを提供していくのか、どのように民間と協働していくかという観点から質問する。

契約関係や権利関係において、例えば、民間と協働した際に、知的財産をどのように処理するのかという点が 23 区と市町村でバラバラだという話を聞くことがある。そこがバラバラだと、デジタル系の素地が整わないところがあるので、一定の基準を作っても良いのかなと思う。

知的財産の取扱いについては、共同開発などで今後 GovTech 東京としてサービスを内製し外部に提供していく際にどうするのかという話は出てくると思う。今のスキームでは、共同調達にあたって区市町村の皆さまと委員会を作っており、そこで合意形成や事業者の選定等を進めている。

調達のルールメイクは進めてもらい、できれば民間と遜色がない形で整えていくと区市町村含めて DX が進むのかなと思う。

現在、GovTech 東京は知的財産を保有していないので、事業報告や決算の中には出てきていないと思うが、もし標準化されたルールの中で、GovTech 東京として知的財産を保有して、各自治体に展開していくという話になってくるのであれば、その部分についてはどういった形で進んでいくかというのもちょうろでコメント等させていただく機会も必要かと思う。

GovTech 東京に CIO が加わり、内製できるエンジニアも増えてきた。そうになると、今までは調達がメインだったのが、今後は内部で開発をして知的財産、ソフトウェアの著作権を GovTech 東京が持ち、なんらかの形態で展開することができるようになる。GovTech 東京の本質的な成長にとって、保有するソースコードが増えることはすごく大事だと思う。それがないと商社のような役割だけになってしまうため、今後は商社機能に加え、開発して権利を持つことを行いたいと考えている。そのあたりは法的な見地からも、ぜひ評議員からいろいろご意見を伺いたい。

イ 決議

議長が採決を求めたところ、全員一致で原案どおり可決された。

- (3) 議案第 2 号 一般財団法人 GovTech 東京定款の一部変更
- (4) 議案第 3 号 会計監査人の選任

ア 説明及び質疑

(議案第 2 号及び議案第 3 号は会計監査人設置に関する内容であり、資料に沿って事務局から説明した後、監事から補足説明を行った)

(発言要旨)

会計監査人の選任にあたっては事務局から説明をうけるとともに会計監査人候補との面談なども行うなどした結果、監事としても選任に同意している。

(両議案についての質疑を求めたところ発言はなかった)

イ 決議

議長が、議案第 2 号は定款変更に関わるものであり、定款第 21 条第 2 項により、決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議をもって行う説明ののち、採決を求めたところ、全員一致で原案どおり可決された。

続けて、議案第 3 号について、議長が採決を求め、全員一致で原案どおり可決された。

(5) 報告第 1 号 2024 年度（令和 6 年度）監事監査の実施について

(報告第 1 号について、事務局が資料に沿って報告し、監事が補足を行った)

(説明の後、議長が質疑を求めたところ発言はなかった)

本評議員会は Web 会議システムについても終始中断等の審議の支障となる異状はなく、すべての審議を終えたため、議長は 16 時 00 分閉会を宣した。